

議案第19号 小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

国の政令改正を受け、非常勤消防団員等に対する公務災害補償に係る補償基礎額を引き上げる等の改正を行うもの。

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和43年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(療養及び療養費の支給)</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(療養及び療養費の支給)</p>	<p>改正</p>

該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された
日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位
の階級に属していた期間とを合算するものとする。

該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された
日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位
の階級に属していた期間とを合算するものとする。